

3-1-1 移動等円滑化された立体横断施設の設置

路上横断施設による移動の確保が困難で、新たに特定道路等に移動等円滑化された立体横断施設を設置する場合は、沿道住民・利用者の意見が反映されるよう留意して設置を決定するものとする。

利用者の利便性を考慮すると、上下方向の移動が伴わない路上横断施設の方が望ましい。しかし、高齢者、障がい者等を含む歩行者の歩行速度から必要となる歩行者用青時間を考慮した車道交通の処理、路上横断施設の車道からの見通し等について検討し、十分な歩行者用青時間及び安全性が確保できないような場合においては、沿道住民・利用者の意見が反映されるよう留意して移動等円滑化された立体横断施設を設置するものとする。

この他、駅、地下道、ペDESTリアンデッキ、沿道施設の2階又は地下へ立体横断施設から直接出入が可能となる場合は、歩行者と車両が分離された安全な空間が効率的に確保でき、利用者の利便性、安全性、快適性の向上に寄与するものであることから、このような場所においては移動等円滑化された立体横断施設の設置を検討することが望ましい。